

赤穂市告示第32号

赤穂市中広東沖土地区画整理組合を設立しようとする者から、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定による施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項の規定により下記のとおり公告する。

なお、同法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を本市建設部区画整理課において本日から2週間縦覧に供するため、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、本日から1月以内に本職に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、同法施行規則（昭和30年建設省令第5号）で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告すること。

令和8年6月8日

赤穂市長 牟禮正稔

記

施行地区となるべき区域

町名	地番
赤穂市中広字東沖	1428番1、1428番2、1429番1、1429番2、 1430番、1431番1、1459番1、1459番2、 1460番、1461番1、1461番2、1473番、 1474番1、1474番2、1475番、1476番1、 1476番2、1511番1、1511番2、1512番、 1513番1、1513番2、1513番3、1514番1、 1514番2、1524番1、1524番2、1525番1、 1525番2、1526番1、1526番2、1527番、 1528番1、1528番2、1529番1、1529番2、 1530番、1531番1、1566番1、1566番2、 1567番、1568番、1569番、1570番1、 1570番2